

広川町農業委員会

第 20 回総会議事録

令和 7 年 3 月 5 日

## 広川町農業委員会第 20 回総会議事録

令和 7 年 3 月 5 日広川町農業委員会第 20 回総会が広川町役場 3 階会議室において開催された。

本会議の議題は、下記のとおりである。

- 報告事項 1 利用権を設定した農地の合意解約通知
- 報告事項 2 使用貸借権を設定した農地の返還通知
- 報告事項 3 農地法施行規則第 29 条第 1 号の届出書
- 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に関する件
- 議案第 2 号 農地転用許可取消願に関する件
- 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に関する件
- 議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法による広川町農地利用集積計画の承認について
- 議案第 5 号 広川町農業振興地域整備計画変更に伴う意見聴取について
- 議案第 6 号 地域計画策定に伴う意見聴取について

1. 本会の出席は、下記のとおりである。

### 農業委員

議席	氏 名	議席	氏 名
会長	古 賀 秀 之	6	稲 員 繁 広
会長代理	山 村 佳代子	7	鐘ヶ江 百合子
1	中 村 和 浩	8	舩 越 誠 治
2	萩 尾 喜久夫	9	稲 員 雅 史
3	丸 山 敬二郎	欠	野 田 光 浩
欠	馬 場 啓 介	1 1	中 島 隆 二
5	渡 邊 和 江	1 2	古 賀 貴美夫

### 農地利用最適化推進委員

議席	氏 名	議席	氏 名
1 5	田 中 健 一	2 2	弓 削 和 幸
1 6	姫 野 剛	2 3	末 安 富士子
1 7	重 松 嘉 治	2 4	野 田 隆 文
1 8	小 林 栄 一	2 5	山 下 淳
1 9	山 下 憲 繫	2 6	渡 邊 和 宏
2 0	馬 場 健 作	2 7	古 賀 優
2 1	雨 森 純 司		

2. 本会の書記は下記のとおりである。

農業委員会係長 川村 亮二 書記 梶原 脩慈 熊添 博

事務局 出席委員の報告後、出席委員の過半数を満たし総会が成立する旨の報告。

議長 本日は、報告事項3件、議案第1号3件、議案第2号1件、議案第3号3件、議案第4号1件、議案第5号5件、議案第6号1件です。慎重なる審議のほどをよろしく願います。

なお、発言される場合は、議長の許可を得てから番号と氏名を発せられてお願いします。

次に議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、広川町農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、7番 鐘ヶ江百合子、11番 中島隆二農業委員を指名し審議に移ります。農業委員会報告事項1 利用権を設定した農地の合意解約通知について事務局の説明をお願いします。

事務局説明 報告事項1 利用権を設定した農地の合意解約通知について順位1 大字長延 借受人：■■■■ 貸付人：■■■■ 申請理由 利用権設定のため解約する旨説明。順位2 大字新代 借受人：■■■■ 貸付人：■■■■ 申請理由 利用権設定のため解約する旨説明。

報告事項2 使用貸借権を設定した農地の返還通知について順位1 大字水原 借受人：■■■■ 貸付人：■■■■ 申請理由 利用権設定のため解約する旨説明。

議長 報告事項1から2について事務局の説明が終わりましたが質問意見等はありませんか。

質問意見なし

議長 質問意見もありませんので、報告事項3 農地法施行規則第29条第1号の届出書について事務局の説明をお願いします。

事務局 報告事項3 農地法施行規則第29条第1号の届出書について、順位1 大字日吉 届出人 ■■■■ 届出理由 200㎡以下の農業倉庫を建築されるため届出をされた旨説明。

議長 順位1について事務局の説明が終わりましたが質問意見等はありませんか。

質問意見なし

議長 質問意見もありませんので続きまして、順位2について事務局の説明をお願いします。

事務局 順位2 大字一條 届出人 ■■■■ 届出理由 200㎡以下の農業倉庫を建築されるため届出をされた旨説明。

10番 野田光浩 農業委員 農地についてはハウスを貸してあったと思いますが、その方が農舎を建てられるということですか

事務局 申請者は新規就農者の方でイチゴで就農をされています。現在農地は本人が購入されており農作業小屋が必要ということで申請をされています。

3番 丸山敬二郎 農業委員 簡易的な倉庫であっても届出が必要ですか。

事務局 農業用施設としての扱いになりますので届出をしております。

議長 他に質問もありませんので議案第1号農地法第3条の規定による許可申請に関する件について附議します。順位1については重松嘉治推進委員の関連の案件となりますので退席願います。

重松嘉治 推進委員 退室

事務局 順位1 大字水原 譲受人：■■■■ 譲渡人：■■■■ 申請理由 使用貸借権の設定。

議長 事務局の説明が終わりましたので担当委員の説明をお願いします。

16番 重松嘉治 推進委員 親子間で使用貸借権の設定をされるということですのでご審議をお願いします。

議長 担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位1について質問意見等ありましたらお願いします。

3番 丸山敬二郎 農業委員 申請地は以前みかんを植えられていたのですか。

事務局 以前はみかんが植えられていたと思います。現在も農地台帳に登載されており、農地の権利設定をする際には農業委員会の許可が必要となるため申請をされているものです。

議長 他に質問もないようですので採決に移ります。順位1について賛成される方の挙手を求めます。

委員 全員挙手

議長 全会一致で認める事とします。

重松嘉治 推進委員 入室

議長 続きまして順位2について事務局の説明をお願いします。

事務局 順位2 大字六田 譲受人：■■■■ 譲渡人：■■■■ 申請理由 売買。

議長 事務局の説明が終わりましたので担当委員の説明をお願いします。

17番 重松嘉治 推進委員 申請人は久留米市に住んでおられます。現在も農地でサツマイモを作付けされており、今回取得される農地についてもサツマイモを植えられるということですのでご審議をお願いします。

議長 担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位2について質問意見等ありましたらお願いします。

議長 意見質問もないようですので採決に移ります。順位2について賛成される方の挙手を求めます。

委員 全員挙手

議 長 全会一致で認める事とします。続きまして順位 3 について事務局の説明をお願いします。

事務局 順位 3 大字一條 譲受人：■■■ ■■■ 譲渡人：■■■ ■■■ 申請理由 売買。

議 長 事務局の説明が終わりましたので担当委員の説明をお願いします。

26 番 渡邊和宏 推進委員 農地面積も小さくなく農地を取得して本人が耕作されるということですのでご審議をお願いします。

議 長 担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位 3 について質問意見等ありましたらお願いします。

議長 意見質問もないようですので採決に移ります。順位 3 について賛成される方の挙手を求めます。

委 員 全員挙手

議 長 全会一致で認める事とします。続きまして議案第 2 号農地転用許可取消願に関する件について事務局の説明をお願いします。

事務局 順位 1 大字広川 譲受人：■■■ ■■■ 譲渡人：■■■ ■■■ 転用内容：一般住宅 申請理由：住宅の建築計画がなくなったため

議 長 事務局の説明が終わりましたので担当委員の説明をお願いします。

24 番 野田隆文 推進委員 現地は農地のままとなっています。転用許可を受けていましたが事情が変わり息子さんの住宅建築の計画がなくなったため転用許可の取消し申請をされるものです。ご審議をお願いします。

議 長 担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。議案第 2 号について質問意見等ありましたらお願いします。

議長 意見質問もないようですので採決に移ります。議案第 2 号について賛成される方の挙手を求めます。

委 員 全員挙手

議 長 全会一致で認める事とします。続きまして議案第 3 号農地法第 5 条の規定による許可申請に関する件について事務局の説明をお願いします。

順位 1 大字広川 譲受人：■■■ ■■■ 譲渡人：■■■ ■■■ 申請理由：貸倉庫

事務局 本日は計画が大きいため申請代理人にも出席をお願いしていますので入室願います。

申請代理人：■■■ ■■■氏 （自己紹介後、計画概要を説明）

議 長 担当委員の説明をお願いします。

24 番 野田隆文 推進委員 申請地は自体は牟礼区になりますが、下流域となる当条区についても地元説明、協議がありました。県の指導もと敷地内の調整池の容量を設計されていま

す。敷地外の排水についても地元との協議の上、水門の設置などを行ない速やかに河川へ排水されるようにされています。牟礼区、当条区についても同意を得られていますのでよろしくをお願いします。

議長 担当委員さんの説明が終わりました。質問意見等ありましたらお願いします。

12番 古賀貴美夫 農業委員 調整池の周りにはフェンスをされるのでしょうか。

申請代理人 フェンスについては建築協議のなかで協議しますが、調整池周りか敷地外周周りのいずれかに設置する計画です。

10番 野田光浩 農業委員 調整池から敷地外への水量の調整はどのようになりますか。

申請代理人 容量としては6,000立米の水を溜められる容量となっています。調整池内に排水塔という高い筒に16センチ四方の穴を空けます。その部分から出る量でしか排水されない設計となっています。その後は県道の下に埋設されている既存の配水管につなぎ込み敷地外へ排水する計画となっています。

10番 野田光浩 農業委員 水門の設置についてはどのような計画になっていますか。

申請代理人 寸法などについては今後地元との協議の上決めていきますが大雨時、下流域の当条区に流れる込む前に水門が閉まり、河川に流す計画になっています。

7番 鐘ヶ江百合子 農業委員 車両の進入口については、通学路となっていますが安全対策についてはどのようにされるのですか。

申請代理人 地元との協議のなかでもその点については意見が出されてきました。図面上には記載していませんが路面に停止線などの表示、必要であれば標識等の設置を検討しています。その他の安全面についても配慮いたします。

19番 山下憲繁 推進委員 調整池についてはどれぐらいの雨量に対応できる設計となっていますか。

申請代理人 容量を設計する上でいろいろな計算方法で算出する訳ですが、県の河川課との協議のなかで今現在も浸水している地域であるため、最大の容量で算出して設計した結果がこの容量となっています。若干専門的な用語になりますが30年確率といいますが、30年に一度の大雨でも耐えうるような容量設計となっています。

12番 古賀貴美夫 農業委員 雨が降らない時期の水位はどのようになりますか。

申請代理人 雨が降らない時期については調整池は空になります。

7番 鐘ヶ江百合子 農業委員 倉庫の利用としてはどのようなものを扱われるのですか。

申請代理人 日用品を扱うとのことですが具体的な中身については分かりません。臭気があるなど周辺へ影響があるものではありません。

5番 渡邊和江 農業委員 敷地の表面はどのようにされるのですか。

申請代理人 敷地は最終的にはアスファルト舗装をします。敷地内の排水については全て調整池に集水する計画であり、その容量で設計をしているということです。あと補足になりま

すが森林法の林地開発の協議のなかで敷地周りに植林することが求められています。

8 番 船越誠治 農業委員 県道と敷地の間にはどのぐらいのスペースがあるのか。また樹木についてはどのような木を植林されるのですか。

申請代理人 樹木についてはクヌギの木になります。県道沿いは法面となっており県道との幅についてはおおよそ 10m になります。八女県土事務所との協議により見通しや管理の観点から県道沿いは芝の植栽します。

議長 他に質問もないようですので申請代理人は退室願います。

申請代理人 退室

議長 それでは採決に移ります。順位 1 について賛成される方の挙手を求めます。

委員 賛成多数

議長 賛成多数で認める事とします。続きまして順位 2 について事務局の説明をお願いします。

事務局 順位 2 大字広川 譲受人：■■ ■■ 譲渡人：■■ ■■ 申請理由：資材置場

議長 事務局の説明が終わりましたので担当委員の説明をお願いします。

24 番 野田隆文 推進委員 転用目的が資材置場ということで敷地に砂利敷きをされるということで特段問題はないと思われまますのでよろしくをお願いします。

議長 担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位 2 について質問意見等ありましたらお願いします。

議長 意見質問もないようですので採決に移ります。順位 2 について賛成される方の挙手を求めます。

委員 賛成多数

議長 賛成多数で認める事とします。続きまして順位 3 について事務局の説明をお願いします。

事務局 順位 3 大字一條 譲受人：■■ ■■ 譲渡人：■■ ■■ 申請理由：一般住宅

議長 事務局の説明が終わりましたので担当委員の説明をお願いします。

26 番 渡邊和宏 推進委員 申請人は住宅を建てられて、後々は隣地の農地も取得しての野菜を植えたいとも言っておられました転用としては問題は無いと思われまますのでよろしくをお願いします。

議長 担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位 3 について質問意見等ありましたらお願いします。

議長 質問意見もないようですので採決に移ります。順位 3 について賛成される方の挙手を求めます。

委員 全員挙手

議長 全会一致で認める事とします。続きまして議案第 4 号農業経営基盤強化促進法による広川町農用地利用集積計画の承認について事務局の説明をお願いします。

事務局 所有権移転 順位 1 大字広川 譲受人：■■ ■■ 譲渡人：■■ ■■

議長 事務局の説明が終わりましたので議案第 4 号について質問意見等ありましたらお願いします。

議長 質問意見もないようですので採決に移ります。議案第 4 号について異議がない方の挙手を求めます。

委員 全員挙手

議長 全会一致で認める事とします。異議が無かった旨町長に報告いたします。続きまして議案第 5 号 広川町農業振興地域整備計画変更に伴う意見聴取について事務局の説明をお願いします。

事務局 説明 順位 1 大字久泉 申出人：■■ ■■ 申出理由：一般住宅 事業主体：■■ ■■

議長 事務局の説明が終わりましたので、順位 1 につきまして質問意見等ありましたらお願いします。

議長 質問意見も無いようでしたら採決に移ります。異議が無い方の挙手を求めます。

議長 全会一致で認める事とします。続きまして順位 2 について事務局より説明をお願いします。

事務局 説明 順位 2 大字藤田 申出人：■■ ■■ 申出理由：資材置場 事業主体：■■ ■■

議長 事務局の説明が終わりましたので、順位 2 につきまして質問意見等ありましたらお願いします。

議長 質問意見も無いようでしたら採決に移ります。異議が無い方の挙手を求めます。

議長 全会一致で認める事とします。続きまして順位 3 について事務局より説明をお願いします。

事務局 説明 順位 3 大字広川 申出人：■■ ■■ 申出理由：重機置場 事業主体：■■ ■■

議長 事務局の説明が終わりましたので、順位 3 につきまして質問意見等ありましたらお願いします。

議長 質問意見も無いようでしたら採決に移ります。異議が無い方の挙手を求めます。

議長 全会一致で認める事とします。続きまして農地以外の農用地区域からの除外について順位 1 について事務局より説明をお願いします。

事務局 説明 順位 1 大字広川 申出人：■■ ■■ 申出理由：貸倉庫 事業主体：■■ ■■

議長 事務局の説明が終わりましたので、順位 1 につきまして質問意見等ありましたらお願いします。

10 番 野田光浩 農業委員 転用申請は無いということでしょうか。山林の地目のまま利用されるということでしょうか。

事務局 手続きとしては地目が山林になっていますので転用許可は必要ありませんが、土地が農用地となっているため除外の手続きは必要になります。

議長 他に質問も無いようでしたら採決に移ります。異議が無い方の挙手を求めます。

議長 全会一致で認める事とします。続きまして農用地区域内の用途区分変更について順位 1 について事務局より説明をお願いします。

事務局 説明 順位 3 大字水原 申出人：■■ ■■ 申出理由：農業用倉庫 事業主体：■■ ■■

議長 事務局の説明が終わりましたので、順位 1 につきまして質問意見等ありましたらお願いします。

議長 質問意見も無いようでしたら採決に移ります。異議が無い方の挙手を求めます。

議長 全会一致で認める事とします。議案第 5 号について異議が無かった旨町長に報告いたします。続きまして議案第 6 号地域計画策定に伴う意見聴取について事務局の説明をお願いします。

事務局 地域計画（案）について説明

議長 事務局の説明が終わりましたので、議案第 6 号につきまして質問意見等ありましたらお願いします。

3 番 丸山敬二郎 農業委員 正式な手続きを経ないで行なっている農地の貸し借りについてはどう対応していくべきでしょうか。

議長 後々相続をされた際に問題も出てくると思います。また農業委員会としても推進機構を活用した農地の利用集積を推進していくことが重要な業務として位置づけられています。

事務局 事務局の対応としては極力正式な貸借契約を行なってもらうように促していきたいと考えています。正式な契約を行っていないことで補助事業を受けられないほか、当事者間でトラブルがあった場合は自分たちで解決してもらわなければならないなどのデメリットもあるかと思えます。

議長 他に質問もないようですので採決に移ります。議案第 6 号について異議がない方の挙手を求めます。

委員 全員挙手

議 長 全会一致で認める事とします。異議が無かった旨町長に報告いたします。以上で審議はすべて終わりました。

会長代理 閉会のあいさつ